

## 大津湖南都市計画区域区分の変更（県決定）および 用途地域の変更（市決定）について

### 1. 経緯

令和5年6月に滋賀県から令和7年度に区域区分の一斉随時見直しを行う旨、通知があり、令和7年2月に区域編入案および用途地域案について部長会議で審議了をいただき、同年7月に原案として提出したところである。その後、国県との協議および都市計画法に基づく必要な手続きを経て、本市原案通りの内容で都市計画決定告示を行う準備が整ったことから、その内容について報告するもの。

なお、区域区分の変更にかかる県告示が令和8年2月27日の予定であるため、用途地域の変更にかかる市告示も同日に行うもの。

※区域区分とは、都市計画区域について無秩序な市街地を防止し、計画的な市街化を図るために、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるもの。

※一斉随時見直しとは、都市計画基礎調査に基づいて実施される定期見直しとは異なり、従前の基礎調査の結果を踏まえて実施されるもの。なお、県内で一斉随時見直しが実施されたことはない。

### 2. 手続き経過

令和7年	2月18日	部長会議（審議）
	3月25日	草津市都市計画審議会（協議）
	3月26日	議会報告（産業建設常任委員会協議会）
	7月3日	滋賀県へ原案提出
	8月27日、30日	地権者説明会
令和8年	1月15日	滋賀県都市計画審議会（審議）
	1月17日	都市計画法第17条縦覧
	～2月10日	
	2月17日	草津市都市計画審議会（審議）
	2月24日	部長会議（重要報告）
	2月26日	議会報告
	2月27日	都市計画決定告示（市）（県）

### 3. 編入区域および用途地域変更内容

別紙資料のとおり